

Q&A

今、ニッポンの

生活保護制度は

どうなっているの？

～生活保護のことをきちんと知って、正しく使おう～



生活保護は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として具体化したもの。恥ずかしいこと、隠さなければいけないことでもありません。資産や能力を活用しても、生活を維持できないとき、権利行使として生活保護を利用できるのです。

しかし、残念ながら、生活保護については、誤った情報がまことしやかに流布されて、様々な偏見を生んでいます。

日本弁護士連合会は、生活保護について正確な知識を得ていただくため、このリーフレットを作成しました。

あなたの生活保護の「常識」をチェック！

(正しいと思うものの□に✓して、
中面を開いて確認してください。)

- 生活保護利用者は過去最高に増えている。
- 日本の生活保護の利用率は、諸外国の中で高い。
- 不正受給が年々増えている。
- お金持ちの家族が生活保護を受けているのは不正受給だ。
- 働けるのに働かないで生活保護を受けている人が増えている。
- 生活保護基準が、最低賃金や年金より高いのはおかしい。
- 生活保護基準が引き下げられても、非利用者には関係ない。
- 生活保護費を減らさないと財政が破綻する。



Q1 生活保護利用者が過去最高になったと聞きますが？

A1 人数は最高になりましたが、利用率は減っています。

現行生活保護法のもとで、生活保護利用者数がこれまで最高だった1951年の204万6000人を超えたことから、この様な指摘がされています。しかし、人口も1.5倍に増えているので、過去最高の利用か否かは、人数の単純比較ではなく、利用率で比較すべきです。利用率は減少しており、1951年度の3分の2にすぎません。

仮に利用率を1951年並の2.4%にすると、2011年度の利用者数は304万8000人になります。



	2011年度	1951年度
人口	1億2700万人	8457万人
生活保護利用者数	205万人	204万6000人
利用率	1.6%	2.4%

Q2 それでも生活保護の利用率は高いのではないですか？

A2 日本の生活保護利用率は、先進諸外国とくらべると極めて低い数字にとどまっています。むしろ、数百万人が保護から漏れています。

日本では人口の1.6%しか生活保護を利用しておらず、先進諸外国よりもかなり低い利用率です。

しかも、生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合(捕捉率)は2割程度にすぎません。残りの8割、数百万人もの人が生活保護から漏れているのです。仮に日本の捕捉率をドイツ並みに引き上げると、利用者は717万人になります。

2012年に入ってから全国で起きている「餓死」「孤立死」事件発生の背景には、生活保護の利用率・捕捉率の低さが影響していると考えられます。

利用率・捕捉率の比較(2010年)

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護利用者数	199万8957人	793万5000人	372万人	574万4640人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3~18%	64.6%	91.6%	47~90%	82%

(【あけび書房】「生活保護『改革』ここが焦点だ！」(生活保護問題対策全国会議【編】)より)

Q3 不正受給が年々増えていると聞きますが？

A3 不正受給の割合は保護費全体の0.4%程度で大きな変化はありません。しかも、その中には、悪質とはいえないケースも含まれています。



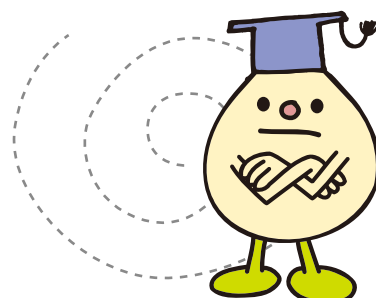
不正受給の件数や金額が年々増え、不正受給が横行しているかのような報道がされています。しかし、不正受給の件数などが増えているというよりも、生活保護利用世帯数が増えていることに伴う数字の変化というべきでしょう。不正受給の割合でみると、件数ベースで2%程度、金額ベースで0.4%程度で推移しており、大きな変化はありません。また「不正受給」とされている事例の中には、高校生の子どものアルバイト料を申告する必要がないと思っていたなど、不正受給とすることに疑問のあるケースも含まれています。

もちろん、悪質な不正受給に対しては厳しく対応すべきですが、そういうケースはごくわずかな例外です。数字を冷静にみれば、数百万人の人が生活保護受給から漏れていること（Q2）の方が大きな問題なのです。

不正受給件数、額の変化

年 度	H19	H20	H21	H22
生活保護利用世帯数	110万2945世帯	114万5913世帯	127万588世帯	140万5281世帯
生活保護費総額	2兆6175億円	2兆7006億円	3兆0072億円	3兆3296億円
不正受給件数	15,979	18,623	19,726	25,355
(全体に占める率)	1.44%	1.62%	1.55%	1.80%
不正受給額	91億8299万円	106億1798万円	102億1470万円	128億7425万円
(全体に占める率)	0.35%	0.39%	0.34%	0.38%

(H24.3 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より作成)



Q4

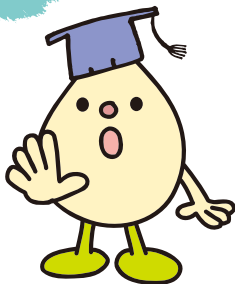
お金持ちの家族が生活保護を受けているのは「不正受給」ではないのですか。家族が扶養できるかどうかは徹底して調べるべきでは？

A4

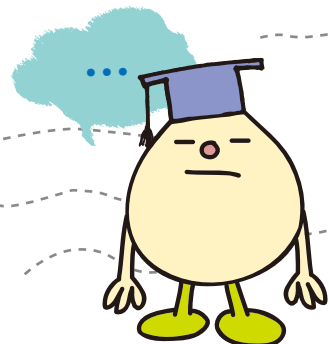
「不正受給」ではありません。また、徹底調査が行きすぎると、本当に生活保護を必要とする人が利用できなくなってしまいます。

最近、芸能人の家族が生活保護を受けていることが話題になりましたが、これは、そもそも不正受給ではありません。生活保護法は、扶養義務者が適正な仕送りをするを、保護適用の前提条件とはしていないからです。民法上も、強い扶養義務（生活保持義務）を負うのは、夫婦同士と未成熟子に対する親だけで、成人した親子や兄弟姉妹は、「社会的地位にふさわしい生活をしたうえでなお余裕があれば援助する義務」（生活扶助義務）を負うにとどまります。そして、どの程度の扶養をすべきかは、まずは当事者間の話し合いで決め、話し合いがつかない場合には家庭裁判所が色々な事情を考慮して決めることになっています。家族の関係は様々で、愛憎相半ばするデリケートな問題を含むことも少なくなく、一刀両断に判断できるものではないからです。したがって、家族の一部にお金持ちがいたとしても、その人が扶養しないのはおかしいとはいいい切れません。

ちょっと
まって…!



また、現在でも、役所から家族に連絡を取られたり、迷惑を掛けたりするのは避けたいと生活保護の申請をためらう人がたくさんいます。生活に困窮している人は、その家族も困窮していたり、DVや虐待など家族関係にいろいろなトラブルを抱えていることが多いからです。家族が扶養できるかを徹底して調べるといふことになれば、より多くの方が生活保護の利用をためらうようになるでしょう。徹底調査は、生活保護の利用のハードルを上げ、今以上に利用しにくい制度にしてしまうのです。これでは保護から漏れる人がもっと増えてしまいます。



Q5 働けるのに働かないで生活保護を受けている人が増えていると聞きますが？

A5 そうとはいえません。働いても生活費が足りない人、そもそも働けない人の利用も増えています。仕事がない人もいます。



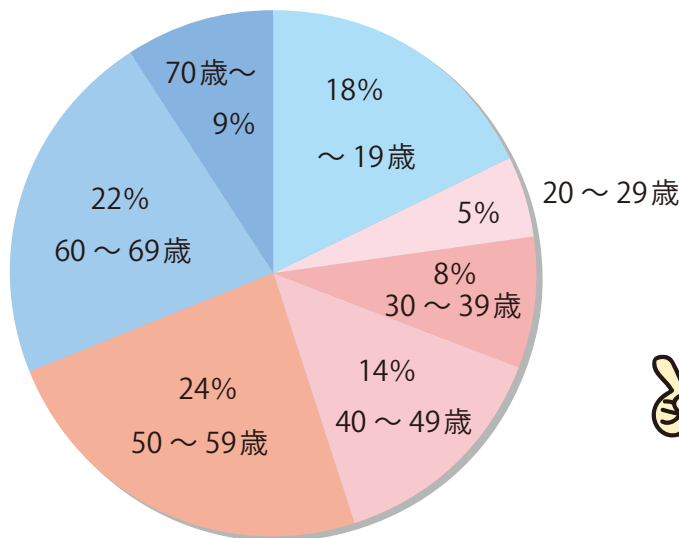
最近そのような指摘がよくなされます。「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」以外の、いわゆる「その他の世帯」の利用者が増えていることを指してのことですが、「その他の世帯」＝「働けるのに働かない人」ではありません。

実際、「その他の世帯」の約3分の1の世帯は働いています。「働いているが最低生活費以下の給料しか出ない」ために保護を利用しているのです。

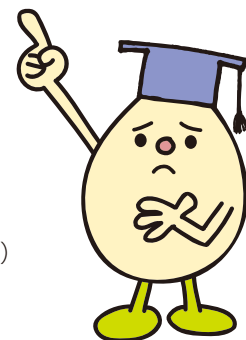
また、「その他の世帯」の世帯員の約半数は、60代以上と10代以下で、そもそも「働ける人」とはいえませんが、さらに、「障害者世帯」「傷病者世帯」は「世帯主が働けないほどの障害や傷病を持っている世帯」等なので、「その他の世帯」には、中軽度の障害・傷病等を抱えている人も多く含まれています。

雇用情勢が悪化する中で、中高年齢者、中軽度の障害や傷病を持つ人、低学歴・無資格の人、人間関係が苦手な人などの「就職弱者」から順に仕事を失い、生活保護を利用せざるを得なくなっているのが実情なのです。

「その他の世帯」の世帯員の年齢階級別分布



(H23.4 厚生労働省第1回社会保障審議会生活保護基準部会資料より)



Q6 生活保護基準が最低賃金や年金より高いのはおかしくないですか？

A6 最低賃金や年金が低すぎるのが問題です。

「生活保護基準が最低賃金や年金より高いのはおかしい。基準を引き下げるべき」という議論がなされることがあります。

しかし、生活保護基準は、生存権の内容である「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために必要な額はいくらかという観点から、1円単位の積み上げで綿密に計算されています。

最低賃金や年金が生活保護基準を下回り、生存権が守られていないことの方が問題です。生活保護費が「高すぎる」のではなく、最低賃金や年金が「低すぎる」のです。

この問題は、生活保護基準の引下げではなく、最低賃金、年金額などを生存権が維持できるレベルまできちんと引き上げるかたちで解決されなければなりません。



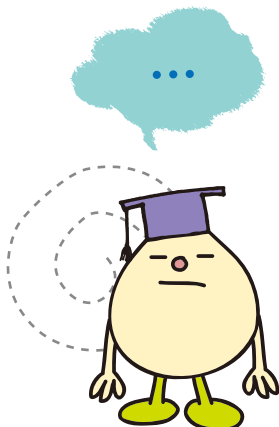
Q7 生活保護基準が引き下げられても、非利用者には関係ないのでは？

A7 いろいろな制度に影響します。あなたも影響を受けるかもしれません。

生活保護基準は、非課税限度額など様々な低所得者対策制度と連動しています。基準の引下げは利用者だけの問題ではありません。生活保護を利用していなくても、基準の引下げに伴い、個人負担が増加したり、今まで受けられていたサービスが受けられなくなるおそれがあります。生活保護基準は、生活保護利用者だけでなく、多くの国民の問題なのです。

【生活保護基準引下げの影響】

- ①住民税の非課税限度額が下がり、今まで無税だった人が課税される。
- ②非課税だと安くすんでいた負担が増える。
 - ・介護保険料、医療費上限、保育料、一部自治体の国民健康保険料など
- ③保護基準に基づいて利用条件を設定している施策が利用できなくなる。
 - (全国) 介護保険利用料・保険料の減額、障害者自立支援利用料の減額、生活福祉資金の貸付、就学援助給付
 - (一部自治体) 地方税の減免、地方税滞納処分の禁止、国民健康保険料の減免、国民保健医療費負担の減免、公立高校授業料減免、公営住宅家賃減免、自治体の公的貸付



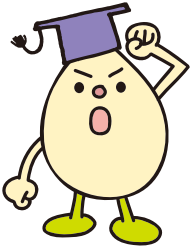
Q8 財政破綻を防ぐには生活保護を減らせばいいのではないですか？

A8 誤解です。

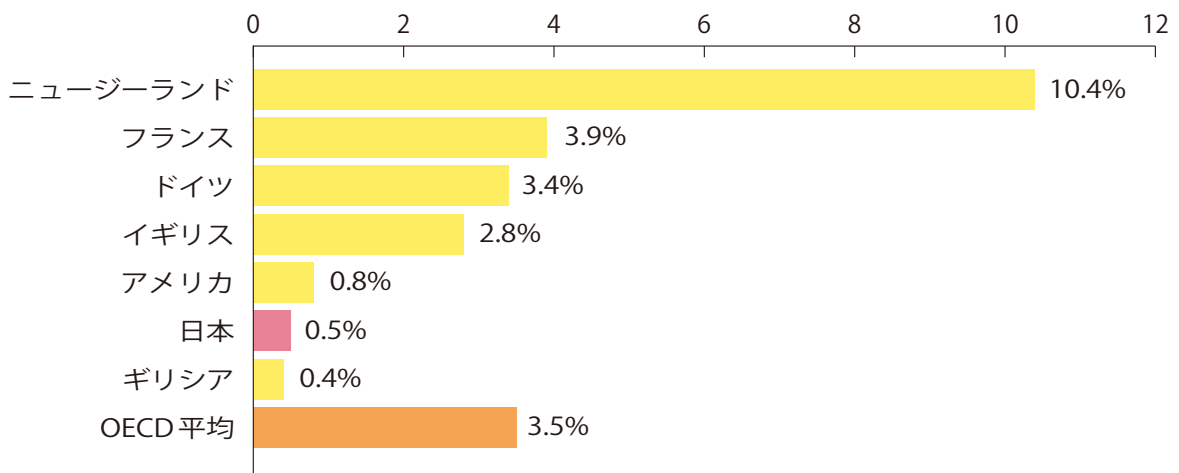
日本では生活保護予算が国や地方の財政を圧迫していて、これを引き下げないと財政が破綻するかのようにいわれることがあります。

しかし、日本の生活保護費（社会扶助費）のGDPにおける割合は0.5%。OECD加盟国平均の1/7にすぎません。諸外国に比べて、極端に低いのです。生活保護費が財政を圧迫しているとはいえませんし、生活保護費を引き下げても、財政への影響は小さいのです。

そもそも、生活保護費は国民のいのちを守るための支出です。財政問題を理由に安易に引下げを論じるべきではありません。



各国の社会扶助費のGDPに占める割合比較(1995年)

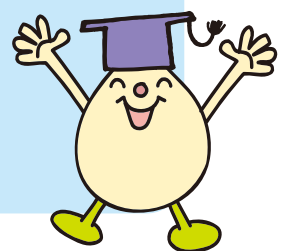


(世界銀行 Survey of Social Assistance in OECD Countries より)

このように日本では、生活保護が権利であるにもかかわらず、十分に利用されていません。それどころか、誤った情報に基づく、生活保護に対するバッシングが後を絶ちません。

生活保護は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための最後のセーフティネットです。みんなが安心して暮らすためには、この最後のセーフティネットがいつでも安心して使えることが重要です。誤った情報に惑わされないでください。

正確な知識を得て、困ったときには、積極的に生活保護を利用しましょう。



今、ニッポンの
生活保護制度は
どうなっているの？



JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL. 03-3580-9841 (代)